

入札公告

蔵王中学校の備品調達について、条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び蔵王町財務規則（平成 7 年規則第 7 号。以下「財務規則」という。）第 91 条の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 16 日

蔵王町長 村 上 英 人

1 入札に付する事項

（1）調達をする物品の名称及び数量

電子黒板及び昇降スタンド各 10 台

（2）調達をする物品の仕様等

仕様書による。

（3）納入期限

令和 9 年 3 月 30 日（火）

（4）納入場所

蔵王町大字円田字西浦上 30 番地（蔵王中学校）

（5）入札方法

条件付一般競争入札

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（1）令和 7 ・ 8 年度蔵王町競争入札参加登録業者であること。

（2）宮城県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有すること。

（3）施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。

（4）蔵王町から現に物品の買入れ又は修繕に係る入札参加資格制限を受けていない者であること。

（5）蔵王町暴力団等排除措置要綱（平成 20 年蔵王町要綱第 24 号）別表の措置要件のいずれかに該当しないこと。

3 入札参加手続等

（1）担当課及び問合せ先

蔵王町教育委員会 教育総務課

住所：989-0821 蔵王町大字円田字西浦 5 番地 蔵王町ふるさと文化会館内

電話番号（FAX）：0224-33-3008（0224-33-2019）

（2）入札参加資格申請書類等の配布

担当課窓口にて交付するほか、蔵王町ホームページからダウンロードできる。

(3) 仕様書の閲覧等

当該物品に係る仕様書については、蔵王町ふるさと文化会館内での閲覧のほか、蔵王町ホームページからもダウンロードできる。

(4) 質問及び回答

質問がある場合は、指定の質問書により受付期間内に担当課へ送信すること。回答は項目5の表に示す回答日に蔵王町ホームページ内に公開する。

4 入札参加申請書類

入札希望者は次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査及び承認を受けなければならない。

(1) 提出書類

入札参加資格承認申請書

(2) 提出方法、期限及び場所

提出方法：担当課へ直接持参すること。

期限及び場所：項目5の表に示すとおり。

5 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
仕様書等の閲覧	令和8年9月16日（水）から 10月2日（金）まで	蔵王町ホームページ又は 蔵王町教育委員会教育総務課
質問受付	令和8年9月16日（水）から 10月2日（金）まで	教育総務課にFAX
入札参加資格審査受付	令和8年9月16日（水）から 10月2日（金）まで	蔵王町大字円田字西浦5番地 蔵王町教育委員会教育総務課
入札参加審査結果の通知	令和8年10月8日（木）発送	
質問の回答	令和8年10月7日（水）	蔵王町ホームページ内にて公開
入札	令和8年10月22日（木） 午前10時から	蔵王町大字円田字西浦北10番地 蔵王町役場3階 大会議室

※申請書類の受付は、土・日・祝日及び12時から13時を除く、毎日9時から17時までとする。

※仕様書の閲覧は、蔵王町ふるさと文化会館の開館時間内は可能。

6 入札方法等

(1) 日時、場所は、項目5に示すとおりとする。

(2) 入札参加者は、入札参加資格審査結果通知書（写し）を持参すること。

(3) 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状（任意書式）を提出すること。

(4) 入札書は、任意書式とする。

(5) 入札回数は2回を限度とする。予定価格の範囲内に入札がない場合は、最低価格入札者と随意契約の協議を行う場合がある。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満端数切り捨て）をもって落札価格とする。入札者は、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金： 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上とする。
ただし、財務規則第 106 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

8 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格の無い者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び財務規則第 95 条に該当した入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

9 最低制限価格

設定なし。

10 落札者の決定の方法

財務規則第 96 条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

11 契約の締結

- (1) 落札者の決定後、7 日以内に契約書により契約を締結する。
- (2) 落札者の決定後、契約締結までの間において、落札者が項目 2 に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。